

相談急増！健康食品の送りつけ商法

注文もしていない健康食品が、着払いで突然自宅に配達される・・・
いわゆる「送りつけ商法」に関する相談が急増しています。

事例 1

「電話で注文を受けたから商品を送る。」と業者から電話があった。
覚えがないので拒否したが、荷物が届いた。受け取り拒否したところ、
「支払わなければ裁判にする。」と言われ困惑。どうしたらよいか。
(70歳代 男性)

事例 2

「以前申込みのあった14万円の健康食品を送る。」と電話があり驚いた。
「頼んでいない。」と断ると、「払えないなら5千円の月賦でもよい。」と説得された。
はっきりと断ったにもかかわらず、本日代引きで商品が届いた。受け取り拒否したが、
自分の個人情報事業者が知っていると思うと不安。どうしたらよいか。(90歳代 女性)

アドバイス

「送りつけ商法」は以前からありましたが、以前に多かった「海産物」や「果物」は少なくなり、最近「健康食品」が増えています。

また、相談者の多くが高齢者であり、悪質な事業者が高齢者を狙い撃ちにしている状況が垣間見えます。

電話で事業者に「契約違反だ。」とか「裁判にする。」と一方的に言われるとつい今回だけならと購入してしまうケースもあります。

このような電話があったら、一旦電話を切り、最寄の消費生活相談窓口に相談してください。

また、頼んだ覚えのない商品が届いた場合には、発送元事業者の住所と名称を控えた上、受け取りを拒否しましょう。

県民生活相談センターでは、訪問販売や電話勧誘販売、マルチ商法などのトラブルをはじめ、消費生活に関する相談を月曜日から金曜日まで電話または面接で受け付けています。

電話番号は058-277-1003です。

(開設時間：平日8:30~17:00)

土曜日は電話相談(9:00~17:00)のみ受付

消費者ホットライン0570-064-370

※ 上記番号は、お住まいの市町村又は県の相談窓口につながります

H25. 12. 24 岐阜新聞

健康食品の送りつけ商法(ネガティブ・オプション)
に関する相談件数(平成23~25年度上半期)

